

【東京都】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況（令和6年7月現在）

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4
東京都練馬青果地方卸売市場	<u>東京都練馬地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
東京都八王子北野地方卸売市場	<u>東京都八王子北野地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
東京都国立地方卸売市場	<u>東京都国立地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
東京都東久留米地方卸売市場	<u>東京都東久留米地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
東京都東久留米水産地方卸売市場	<u>東京東久留米水産地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
府中大東京総合地方卸売市場	<u>府中大東京総合地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
東京フロリネット多摩生花地方卸売市場	<u>東京フロリネット多摩生花地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
青梅インターフローラ地方卸売市場	<u>青梅インターフローラ地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし
第一花き立川地方卸売市場	<u>第一花き立川地方卸売市場 業務規程</u>	該当なし

＜事項＞

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。